

# 豊明市議会 議会改革推進協議会 報告書 審議経過報告

## 平成27年度

第1回 6月22日（15：10～17：00）

- 1・座長の選出について 指名推薦により 杉浦光男議員を選出
- 2・副座長の選出について 指名推薦により 富永秀一議員を選出
- 3・協議会の進め方について（確認事項）
  - ①回数 : 月1回以上（原則として全員協議会の後）
  - ②周知方法 : 議員→通知文にて 市民→市議会ホームページにて
  - ③会議時間 : 原則として最大2時間
  - ④会議録作成 : 議員による要点筆記（輪番制にて2名ずつ）
  - ⑤構成委員 : 全議員（議長はオブザーバー）
  - ⑥報告書については議長に提出すること

### 1・協議事項

- ①議会運営に関する申し合わせ事項
- ②議会基本条例・会議規則・委員会条例について
- ③政務活動費について
- ④議員定数について
- ⑤議員報酬について
- ⑥その他について

### その他

- ①万が一、協議会に出席できない場合は、会派の人に一任する
- ②会議録は、書記⇒座長⇒議長を通して市議会ホームページでスピーディーに公開する

第2回 7月14日（14：00～16：18）

### 1・協議事項

- (1) 要綱の制定について
  - ・委員を議員に訂正
  - ・市民の傍聴を市民に限定しない
- (2) 委員会の傍聴人数について
  - ・6人までの傍聴者を15人とし、15人を超えた場合は委員会に諮ることを決定
- (3) 決算特別委員会の編成について
  - ・議長と監査役と前監査委員を除外することに決定

### 第3回 7月23日（14：03～16：08）

（議会運営に関する申し合わせ事項改正に当たり、記載事項確認）

#### 1・協議事項

##### （1）委員間討議について

- ・平成27年9月定例会議会より実施する「市議会会議規則115条に従い、（申し合わせ事項に委員間討議をする）と、記載する」
- ・委員間討議の申し出について（通告をする場合は、様式をもって土日祝日を除く委員会開催前3日までとし、通告先は各委員長とする。不在の場合は議会事務局とする）
- ・委員会中に委員から直接申し出があった場合は、おおむね質疑が出尽くしたのちに質疑を終結せずに委員間討議を行う
- ・委員間討議の後の討論については従前どおりとする

### 第4回 8月17日（10：00～12：00）

#### 1・協議事項

##### （1）本会議中の日程について

- ・一般質問者が多数の場合、従来の3日間に予備として4日目を設ける

##### （2）政務活動費について

- ・収支報告書は年度末に締めて提出する。政務活動費による視察報告書は参加者全員が提出する。全議員分を公開とする
- ・政務活動費の返還については、条例第8条の通りとする

##### （3）その他

- ・一般質問録画映像は、本人に限り動画サイト等に公開することができる

### 第5回 8月21日（14日（日）：00～16：25）

#### 1・協議事項

##### （1）新年度予算に係る要望について

- ・議場にコンセント、無線LANの設置について予算要望することに全議員同意

##### （2）政務活動費について

- ・会派への支給から個人に支給することに全員同意

##### （3）旅費について

- ・自家用車の使用について全員同意

##### （4）分科会の設置について

- ・政務活動費の使途基準を見直すために分科会の設置を全員同意

第6回 9月14日 (14:00~16:00)

1・協議事項

(1) 反問権について

- ・「豊明市議会基本条例」第7条の範囲で行う(回数の制限はなし)
- ・反問権に関する事項の(1)以下の条文を削除する

\* 反問は質問の趣旨を聞き直すものとする。ただし、同一質問に対して1回とする

(2) 一般質問実施日の休日開催について

- ・平成28年2月28日(日)に実施する

(3) 女性議員の出産については欠席届の提出を可能とした

- ・出産のための欠席は「産前8週間、産後8週間とする」

第7回 10月23日 (14:00~16:00)

1・協議事項

(1) 反問権について

- ・議員が答弁者となる場合は、議員も反問できる
- ・反問は本会議に限定しないことになった
- ・反問の時間は、一般質問の時間から除外する
- ・反問の方法は、答弁者が手をあげて意思表示をするものとする
- ・12月議会から実施する

(2) その他

- ・代表質問をした者の個人質問も認める
- ・委員会の録画映像の取り扱いについては、自分の所属する委員会以外の録画映像を取り扱うことを可とする

第8回 11月20日 (13:00~15:30)

1・協議事項

(1) 政務活動の法整備について

- ・「豊明市議会政務活動費の交付に関する条例の改正について」

第7条第2項 修正後の案文

\*市長は、政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中で議員でなくなった場合、月額に議員でなくなった日の属する月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を返還させるものとする。ただし、市長が必要と認める特別な事情がある場合はこの限りでない。

(2) 代表質問と一般質問について

- ・代表質問も個人質問も出来ることとする
- ・平成28年3月定例会で日曜日に開催する代表質問の時間は答弁も含め60分以内とする。
- ・個人質問は現行通りとする

#### 第9回 12月15日 (10:00~11:30)

##### 1・協議事項

###### (1) 陳情者の陳述の取り扱いについて

- ・公式に記録に残す。時間は従来通り。

###### (2) 政務活動費の法整備について

- ・現行の会派支給を議員支給に変更
- ・第2条、政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度4月15日までに改正する
- ・改正後の第2条2の市の休日に当たる場合は、その前日とその日後においてに改正
- ・返還命令書は法務に任せる

###### (3) 予算特別委員会の人数について

- ・議長を除く全員で行う。人数の変更がある場合はその都度協議する

#### 第10回 1月22日 (14:00~16:00)

##### 1・協議事項

###### (1) 議案に対する資料と委員会での審査手続きについて

- ・委員会において資料を請求する予定である委員は、事前に文書をもって委員長に伝えておくものとする。資料要求書の提出期限は、委員会開催の2日前の正午までとする(土日含まず)。それ以降は委員会内で直接請求する。
- ・委員長は事前に当該部署に資料請求が予定されている旨伝えるものとする

###### (2) 旅費について

- ・議員の費用弁償において急行の使用及び、座席指定を100<sup>キロ</sup>メートルから50<sup>キロ</sup>メートルに変更する条例改正を承認

#### 第11回 2月15日 (14:35~16:42)

##### 1・協議事項

###### (1) 政務活動費にて適応する広報紙について

- ・広報紙を政務活動費にて支出することを認めることに賛成
- ・市政報告会、広聴会開催に関わる告知と報告までを記載することについて承認

(2) 委員会の議案の審査順序について

- ・資料要求の手順が出来たので、議案の審査順序の変更はせずに暫く様子を見る  
(引き続き研究して行くことに決まった)

(3) 議案質疑について

- ・事前通告制の是非について⇒通告制は残す

第12回 3月10日 (10:00~12:00)

(冒頭より座長から欠席届の徹底を求める発言あり、異議なしとなった)

1・協議事項

(1) 討論の通告期限について

- ・以下のように賛成多数で変更された  
議会最終日前日の正午まで ⇒⇒ 議会最終日前々日の正午まで

第13回 3月15日 (14:43~17:00)

1・協議事項

(1) 質疑の回数について

- ・「2回を超えることは出来ない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。」とし、申し合わせを訂正する。

(2) 事前通告制の是非について

- ・通告していない議員かつ当該議案が付託される委員会に所属していない議員の質疑を可能にすることに全会一致で決定。6月議会から施行する。

(3) 通告期限について

- ・協議した結果、現状どおりとする

平成28年度

第14回 4月22日 (14:00~16:00)

1・協議事項

(1) 議会だより編集委員会及び編集について

- ・議会だよりの編集は、議会運営委員会のメンバーで構成する
- ・一人会派は手上げ方式で参加できる

(2) 編集作業について

- ・印刷業者に専門的なアドバイスをもらうために参加してもらう

- ・表紙の扱いについては委員会で決める
  - ・一般質問の掲載件数は通告件数にかかわらず自由にする
  - ・一般質問の原稿は議員が質問、答弁を作成する
  - ・一般質問のタイトルについては議員の自由な表現に任せる
- (3) 議会人事について
- ・審議会への委員選出及び報酬については次年度以降の課題とする
  - ・議長、副議長選挙のあり方については慣例通り任期は1年とする
  - ・所信表明については、立候補を考えている人は所信表明する、しかし必ずやらなくてはならないものではない

第15回 5月23日 (14:07~15:33)

1・協議事項

- (1) 座長、副座長の選任について (正副座長から辞表の提出があり)
- ・座長には 近藤郁子議員 副座長には富永秀一議員に決定
- (2) 議会報告会について
- ・開催の主体は、常任委員会の正副委員長会とする
  - ・議場コンサートは会派会議が主体で執り行う

第16回 6月22日 (14:00~16:00)

1・協議事項

- (1) 議会報告会について
- ・28年度は年1回とすることに決定
  - ・議員定数、報酬については分科会を設置する。構成は会派より6名とする
  - ・議会のIT化については、議会IT化作業部会を設置することに決定
  - ・議会基本条例の見直しについては、会派内で意思統一をお願いする

第17回 7月22日 (13:00~15:00)

1・協議事項

- (1) 議会報告会について
- ・11月19日(土)実施 会場 中央公民館 19:00~21:00
  - ・議会基本条例の見直しについては(分科会が必要ではないか)
  - ・本会議場でのモニター画面が9月定例会議会から使用可能となる

第18回 8月23日(14:00~16:00)

1・協議事項

- (1) 議会基本条例見直しについては分科会を設置して議論して行く
- (2) 災害時の議員の役割については自主防災会と意見交換を開催する
- (3) 一般質問以外の本会議の放映についてユーチューブを利用することに決定した

第19回 9月16日(14:08~16:09)

1・協議事項

- (1) 議員定数、報酬について
  - ・10月24日の緊急議会で特別委員会を設置する方向に賛成
- (2) 議会IT化について
  - ・ネット配信は一般質問を含めた本会議全部とするに変更になった
- (3) 子ども議会について
  - ・子ども議会 分科会を設置する。メンバーは議会運営委員会とする。

第20回 10月21日(11:00~12:00)

1・協議事項

- (1) IT議員定数、報酬について
  - ・10月24日緊急議会で議員定数、報酬特別委員会を設置することに決定
- (2) 議会IT化について
  - ・12月定例会議会の初日から最終日までユーチューブで映像の放映決定

第21回 11月22日(14:00~16:00)

1・協議事項

- (1) 議会IT化について
  - ・本会議、委員会でのパソコン、タブレットの持ち込みを12月議会から試行的に実施する
- (2) その他
  - ・政務活動費での住宅地図の購入について議員の見識の中で判断する

第22回 12月14日（10：00～12：17）

1・協議事項

(1) 子ども議会について

- ・市制45周年として市と共催で開催する
- ・開催予定日29年8月18日（参加予定者は小中24人程度、その他は分科会で検討）

(2) 政務活動費の陳情報告について

- ・手引きに追加する

(3) その他

- ・豊明市議会ユーチューブ公式チャンネルを紹介する目的で会報、ブログ等で使用することを了解

第23回 1月23日（14：00～15：30）

1・協議事項

(1) 議会人事について

- ・都市計画審議会への議員派遣は4人から2人減とした

第24回 2月20日（14：00～16：00）

1・協議事項

(1) 議会人事について

- ・防災会議、国民保護協議会については、議長経験者が一人なのでもう1年かけて検討する

(2) 議会IT化について

- ・議案のデータ化は可能であると確認出来ている
- ・グループウェア（無料）サイボーズを全議員が体験してみる

(3) 議会報告会について

- ・開催日時平成29年7月9日（日）、開催時間午後2時～4時（3会場同時開催）
- ・場所 南部公民館 商工会館 文化会館

(4) 委員会の所管事務調査について

- ・各常任委員会でテーマを決めて調査することが出来る
- ・視察以外の所管事務調査を実施することが出来る

(5) 議会改革についての行政視察の対応について

- ・基本は、議会運営委員会の正副委員長が対応する
- ・視察テーマによっては対応ができる議員が対応する



第25回 3月29日(14:00~16:00)

1・協議事項

(1) 政務活動費について

- ・政務活動費の手引きの一部改正を分科会で取りまとめ、手引書については、本日承認後改めて作成する

(2) 議会報告会について

- ・3月議会の日曜議会の議会コンサートの件をホームページにアップする
- ・平成29年度の区長会が中央公民館で行われるので、議員より参加をお願いする
- ・チラシは2600枚印刷する

(3) 子ども議会について

- ・募集のチラシ、ホームページにアップして、各学校へ持っていく

平成29年度

第26回 4月21日(14:00~16:00)

1・協議事項

(1) 議会報告会について

- ・チラシの配布方法等について

(2) 子ども議会について

- ・子どもたちの施設見学について、記念品の件、参加者の保険について、等々検討する

(3) 委員会での請願の補足説明の時間について

- ・請願の紹介議員による補足説明の時間は常識の範囲内とし、委員長の判断に任せる
- ・請願者や陳情者が趣旨説明をする場合は委員会の議事録に残す
- ・請願者が出席している場合は、請願者に質疑ができると明記する

第27回 5月23日(14:00~15:27)

(指名推薦により座長に近藤郁子議員、副座長に富永秀一議員が決定した)

1・協議事項

(1) 議会報告会について

- ・広聴会は2部構成とする。3会場のメンバー構成が承認された
- ・1部広聴会、2部定数・報酬についての時間配分が決まった
- ・1部のアンケートは正副委員長で作成、2部のアンケートは特別委員会で作成する

(2) 子ども議会について

- ・記念品の缶バッジデザインとペンの決定をした

(3) 災害時における議員の役割について

- ・マニュアル案は承認され、運用は本日からとする

第28回 6月23日(10:~12:00)

1・協議事項

(1) 議会報告会、広聴会について

- ・6月27日役割分担を決める
- ・議会報告会日時、11月18日.14時~16時. 場所 勤労会館に決定

(2) 子ども議会について

- ・8月18日(金) 午前中から準備を行う

(3) 議会IT化について

- ・Web公開、データ化について⇒補正予算書は議案として公開済み

第29回 7月21日(14:00~16:00)

1・協議事項

(1) 今後の協議事項について

- ・議会改革推進協議会優先事項を基に進める
- ・議会作成の防災マニュアルを、議長から自主防災連合会へ説明、報告してもらう
- ・議員の監査委員については今後残すか廃止か検討する
- ・議会改革推進協議会は傍聴者に資料を貸与することに決定

(2) 政務活動費について

- ・「政務活動費の具体的な用途基準」について冒頭の記述を追記する

第30回 8月23日(13:00~15:40)

(議長から自主防災連合会に説明をした。後には区長連合会にも説明が必要とのこと)

1・協議事項

(1) 本会議場での児童、乳児の傍聴については⇒傍聴規則の6条4項を削除して可能とする

(2) 肢体不自由な場合は白杖や杖は持ち込みを可とした

(3) 開会議会は副議長の選挙のあとは、三役プラス市民生活部長が出席する

(4) 緊急議会は部長プラス議案に関係する課長とする

(5) 豊明市議会政治倫理要綱の条例化を検討する

第31回 9月22日(14:00~16:00)

1・協議事項

(1) 一般質問における副議長の議事運営について

- ・議長が物理的に不可能な場合、副議長が臨時議長を務める
- ・市民コーナーの利用について⇒1階のモニターは、総務課が管理している

第32回 10月23日(14:00~16:00)

1・協議事項

(1) 申し合わせ事項の見直しについて

- ・本会議場の陳情の討論の是非について⇒座長判断で現状のままとする
- ・議会運営委員会の傍聴は5名以内とする
- ・全員協議会は原則公開にすべきである
- ・議会運営委員会の行政視察があった場合、議会運営委員会、正副委員長で対応
- ・子ども議会は毎年開催しないことに決定

第33回 11月22日(14:00~16:00)

1・協議事項

(1) 事務局から発信する会議等の開催通知はEメールとする(郵送も可能)

第34回 12月22日(14:00~16:00)

1・協議事項

(1) 議場コンサートについて

- ・議場コンサートは開催しない
- ・平成30年3月に日曜議会を開催する

(2) 委員会の構成について ⇒3 常任委員会の人数構成が決まった

(3) 政務活動費について

- ・JR等の切符の手配手数料は旅費の中のその他に含める(即日運用開始)

第35回 1月23日（14：00～16：00）

1・協議事項

- (1) 豊明市賞じゅつ金等審査委員会規則について
  - ・審査委員として ⇒ 建設消防委員長が充て職となっているが、今後は外れる
- (2) IT化の検証について
  - ・インターネット中継における実施基準を、申し合わせに明記する
  - ・常任委員会のWebへの掲載は当局に確認し許可を得た

第36回 2月21日（14：00～16：00）

1・協議事項

- (1) IT化分科会の報告
- (2) 議会基本条例等の説明
- (3) 議会基本条例についての意見集約

第37回 3月22日（14：00～16：00）

1・協議事項

- (1) IT化分科会について資料に基づき説明
- (2) 議会基本条例の見直しについて、修正案 削除 言い換え 付け加えの説明

**平成30年度**

第38回 4月23日（14：00～16：00）

1・協議事項

- (1) 議会基本条例等の見直しについて⇒分科会より説明あり
- (2) 情報通信機器使用ルールについて⇒提案のあった富永議員の案が承認された
- (3) 本会議場モニター使用ルールについて⇒「ルール案26」の資料に基づき説明

第39回 5月23日（13：00～14：30）

1・協議事項

- (1) 座長、副座長の選出について

- ・指名推薦により ふじえ真理子議員が座長に 清水義昭議員が副座長に決定

(1) IT 分科会の報告について

- ・「本会議場モニター使用ルール」、「会議における情報通信機器使用ルール」の申し合わせへの追記箇所を申し合わせにあわせて修正する
- ・タブレットを使用している江南市議会へ見学に出かける（公費負担なし、事務局随行なし）
- ・広報広聴特別委員会の設置を決定

第40回 6月1日（13：30～14：55）

1・協議事項

(1) 広報広聴委員会について

- ・設置目的、所管事項、設置形態を合意した
- ・広報広聴委員会委員の選出は、議会運営委員会の選出に準ずる、一人会派も参加できる
- ・運営方法は、現議会だより編集委員会の方法に準ずる

(2) 議場コンサートについて

- ・今年度は実施しない。議場の有効活用について、コンサートに限らず市民に使っていただけるように今後新設する広報広聴委員会で議論を深めてもらいたい

第41回 6月22日（10：00～12：00）

（座長より議会だより用の写真撮影の許可について発言あり⇒賛成多数）

1・協議事項

(1) 選挙公営費について

- ・市議のビラについては新施行令どおり
- ・議選の監査委員のあり方については、一旦協議事項から外す
- ・陳情のあり方については出された陳情をどうするか問題が残っているので一旦外す

第42回 7月23日（11：15～12：30）

1・協議事項

\*副座長の辞職の件（杉浦議長から清水議員から預かった辞職願を読み上げられる）

(1) 広報広聴特別委員会より

- ・議会報告会を11月17日 10：00～12：00に勤労会館で行うとの報告あり
- ・子ども議会と議場コンサートは本年度開催しないとの報告あり

#### 第43回 8月10日（10：00～11：30）

##### 1・協議事項

- (1) 副座長辞任について⇒賛成多数で清水副座長の辞任了承
- (2) 新たな副座長の選出について⇒山盛委員が副座長に選出された
- (3) 山盛委員より即座に、副座長就任を固辞する発言あり
- (4) 副座長の取り扱いについては次回に持ち越すことになった

#### 第44回 8月23日（14：00～16：00）

##### 1・協議事項

- (1) 賛成多数で山盛議員の副座長の辞任を了解される
- (2) 新たな副座長の選任について⇒指名推選により月岡修一委員が副座長に選任された
- (3) IT化分科会より⇒会議システムデモンストレーションを実施することを決定
- (4) 本会議場、第1委員会室、第2委員会室にWi-Fi設置を要望する
- (5) 代表監査委員の本会議場での報告は従来通りの方法で実施する

#### 第45回 9月5日（10：00～12：40）

##### 1・協議事項

- (1) 豊明市議会基本条例について
  - ・宮本議員より逐条解説付きの議会基本条例（案）について説明と逐条解説を受けた
  - 〈内容について見直しを検討する箇所が各委員から発言があったが〉内容は省略します

#### 第46回 9月21日（14：00～14：20）

##### 1・協議事項

- (1) IT化 分科会報告
  - ・会議システムデモンストレーションの実施日が決まった
- (2) 議会基本条例
  - ・分科会がまとめた案を尊重することを前提に、再度分科会において検討をお願いした
  - ・委員外議員の発言について⇒申し合わせに明文化することは否決された
  - ・会議規則には認められているので、委員長が委員会に諮って決める

第47回 10月23日（15：15～16：46）

1・協議事項

- (1) 人事関係の質疑省略について⇒従来通りで質疑は省略することに
- (2) 競馬組合議会議員の任期は1年から2年に変更された
- (3) 議長から市長に対して反問権に関する議論がなされていることを伝えてもらうことに決定

第48回 11月20日（10：00～11：56）

1・協議事項

- (1) IT化分科会報告（富永分科会座長）
  - ・会議システムのデモを2回行い、アンケートも実施した
- (2) 広報広聴特別委員会報告（郷右近副委員長）
  - ・議会報告会のアンケート集計はのちほど
- (3) 正副委員長会報告（早川座長）
  - ・議会報告会の第2部で出た意見は、各委員長が取りまとめて事務局に提出すること
  - ・アンケートの回答速報は試用グループウェアに掲載中
  - ・第2部意見、アンケート結果は議会だよりに掲載する
- (4) 議会基本条例について（宮本分科会座長）
  - ・分科会では議会改革組織設置の条文以外は同意済み、全会一致とならず分科会に差し戻すことが全会一致で決定
- (5) 政治倫理条例について（宮本分科会座長）
  - ・今後は議会改革推進協議会にて協議願いたいとの提案あり
- (6) 会派室の利用できる時間帯について（後藤議員）
  - ・提案者より説明あり、議論や活動を活発にするためには時間延長が望ましい
  - ＊次回に持ち越しとなった

第49回 12月17日（10：00～12：00）

1・協議事項

- (1) 豊明市議会基本条例について
  - ・豊明市議会基本条例改正案については全会一致で合意した
  - ・(議会改革)第27条に関する合意事項として、「次期議会は改選後、早々に議会改革について協議していただくこと」を申し送ることを全会一致により決定した
  - ・パブリックコメントは賛成多数で実施することに決定。内容・取り扱いについては次回の協議会での検討とする

(2) 豊明市議会議員政治倫理条例（案）について

- ・（政治倫理基準）第4条「議員は、法令又は条例に定めるほか・・・」  
下線部分を↑削除することを決定（賛成多数）
- ・（政治倫理基準）第4条（2）「・・・いかなる金品も授受をしない」に修正する  
ことを決定（賛成多数）
- ・修正箇所があれば（案）として文章にし、1月9日までに座長に提出する

第50回 1月16日（10：00～12：00）

1・協議事項

(1) 豊明市議会議員政治倫理条例（案）逐条解説

- ・第4条の修正については前回の協議会で賛成多数で決定している
- ・第4条（2）「いかなる」削除、「金品等を授受しないこと」に修正する賛成多数
- ・「市に補助金等・・・団体等の役員及び・・・」役員を⇒「代表」に修正賛成多数
- ・議員としての立場で表彰、顕彰など・・・」原文削除に賛成多数
- ・「市の職員・・・公平な職務を・・・」原文削除に賛成多数
- ・「市税等の納付が・・・」原文に賛成多数
- ・「市内に生活の拠点を構え・・・」原文に賛成多数
- ・第5条、第6条、原文に賛成多数
- ・第7条、「可能な限り証する資料を」の修正案に賛成多数

第51回 1月18日（10：00～11：35）

（蟹井広報広聴特別委員長から「広報広聴用写真撮影の許可願い」を全会一致で承認した）

1・協議事項

(1) 豊明市議会議員政治倫理条例案について

- ・解説文は後回しにすることを確認した

- ・審査の請求

(2) 市民が審査請求する場合

修正案

後藤議員 有権者総数の30分の1以上を100分の1以上に

早川議員 30分の1以上は基準がないのではないか、もっとハードルを下げるべき

採決の結果 原文のままに賛成多数



(3) 議員が審査を請求する場

修正案

- ・後藤議員 議員定数の2分の1以上を議員3名以上に
- ・早川議員 4分の1以上が適当ではないか

報告案の

- ・修正案に対する意見多数あり
- ・議事進行に対する意見多数あり

(4) 議会改革推進協議会解散の動議あり

- ・採決の結果賛成少数で否決となった
- ・議事進行打ち切りの動議あり  
採決の結果賛成多数となり、本日の会議は終了となった

第52回 1月23日(10:25~11:05)

1・協議事項

(1) 豊明市議会議員政治倫理条例案について

- ・同条例は廃止とし、現行の「豊明市議会議員政治倫理要綱」を継続する。
- ・豊明市議会基本条例 第5条(議員の政治倫理)第2項の中の「別に条例で定める」を「別に定める」に変更することを決定した。

(2) パブリックコメント手続きについて

- ・期間は1月28日~2月14日までとする。周知方法はホームページ、ロコミ、一階市民コーナーへチラシを置く。地元新聞社への取材依頼、公共施設でも案内するなどして具体的な手続きについては正副座長に一任することとした。

(3) 豊明市議会議員政治倫理条例施行規則案について

- ・豊明市議会議員政治倫理条例案が廃案になり、議題から外すこととした。

(4) 豊明市議会 議会改革推進協議会報告書案について

- ・報告書最終案について、修正事項は正副座長に一任することとした。

(5) 会派室の使用できる時間帯について

- ・提案者より取り下げの発言あり。当局側の意見も聞く必要があるため来期へ持ち越しにすることとした。

1・協議事項

- (1) 豊明市議会基本条例について宮本分科会座長よりパブリックコメントの実施結果について(案)の説明あり

(以下発言内容)

- 市民からの意見の反映は重要だが、分科会、推進協議会での議論の積み重ねを尊重し原案を提案したい
- パブリックコメントへの回答については、議会だよりの原稿とHPの原稿については宮本分科会座長に一任していただきたい、回答は総括的な内容にしたいとの発言があった

(質疑と答弁)

- ・第4条の4で逐条解説での補強をとの意見があったが、条例案全体については宮本分科会座長に任せる
- ・第15条についても、現状に合わせた文言にしては、との意見があったが原文のままに賛成
- ・第13条4項についても評決を議会だよりで公表することはパブリックコメントのように修正してはどうか、との意見があったが原文のままに賛成多数
- ・第18条についても今後議会モニターの要綱を作ってゆくことを追記してはどうか、との意見があったが原文のままに賛成多数

(逐条解説は宮本分科会座長に一任するので、案は早急に正副座長に提出を求めた)

『宮本分科会座長発言』

議会基本条例分科会は新たな基本条例を作成するために設置されたものだが、基本条例を作成したことがゴールではなく、市民の信頼に応えるため新しい基本条例を、どう進行管理して行くのか改選後の議会に早急に求められるし、大きな課題だ。廃案になった議員倫理条例も仕切り直しをして作成しなければならず、更に基本条例の条文に「別に定める」ことについても早急に定めなければならない。新たな基本条例を前進させ実践するため、また、仕切り直しの倫理条例などを検討する組織として現在の分科会を発展的に解消した。基本条例の「推進組織」を改選後の議会に早急に組織することを、分科会の申し送りとして議事録に残して頂きたい。

- (2) 豊明市議会改革協議会の報告について月岡副座長より報告案の説明あり
- (3) 議会IT化分科会について富永分科会座長より申し送り事項について説明あり
- (4) その他

蟹井委員長より 広報広聴特別委員会の報告については正副委員長に一任願いたい  
報告は3月定例会議の最終日に報告しますとの発言があった